



令和8年度

※福地市営住宅のみの募集となります。

市営住宅追加募集のしおり

申込み期間 令和8年5月18日(月)～5月29日(金)

市営住宅の申込には様々な条件があります。募集のしおりをよく読んでください。

提出の際には、提出書類を必ず確認して申込みください。

糸満市役所 建設部 まちづくり課 市営住宅係

TEL (098) 994-8230

FAX (098) 992-5408

目 次

◇ 申込の注意事項	-----	1
◇ ① 追加募集申込から入居まで	-----	2
◇ ② 入居申込資格	-----	3～4
◇ ③ 収入月額の計算方法	-----	5～6
◇ ④ 糸満市市営住宅一覧表	-----	7
◇ ⑤ 申込及び入居の留意事項等	-----	8～9
◇ ⑥ 募集申込及び抽選会について	-----	10
◇ ⑦ 市営住宅追加募集申込書【記入例】	-----	11
◇ 市営住宅追加募集申込書		

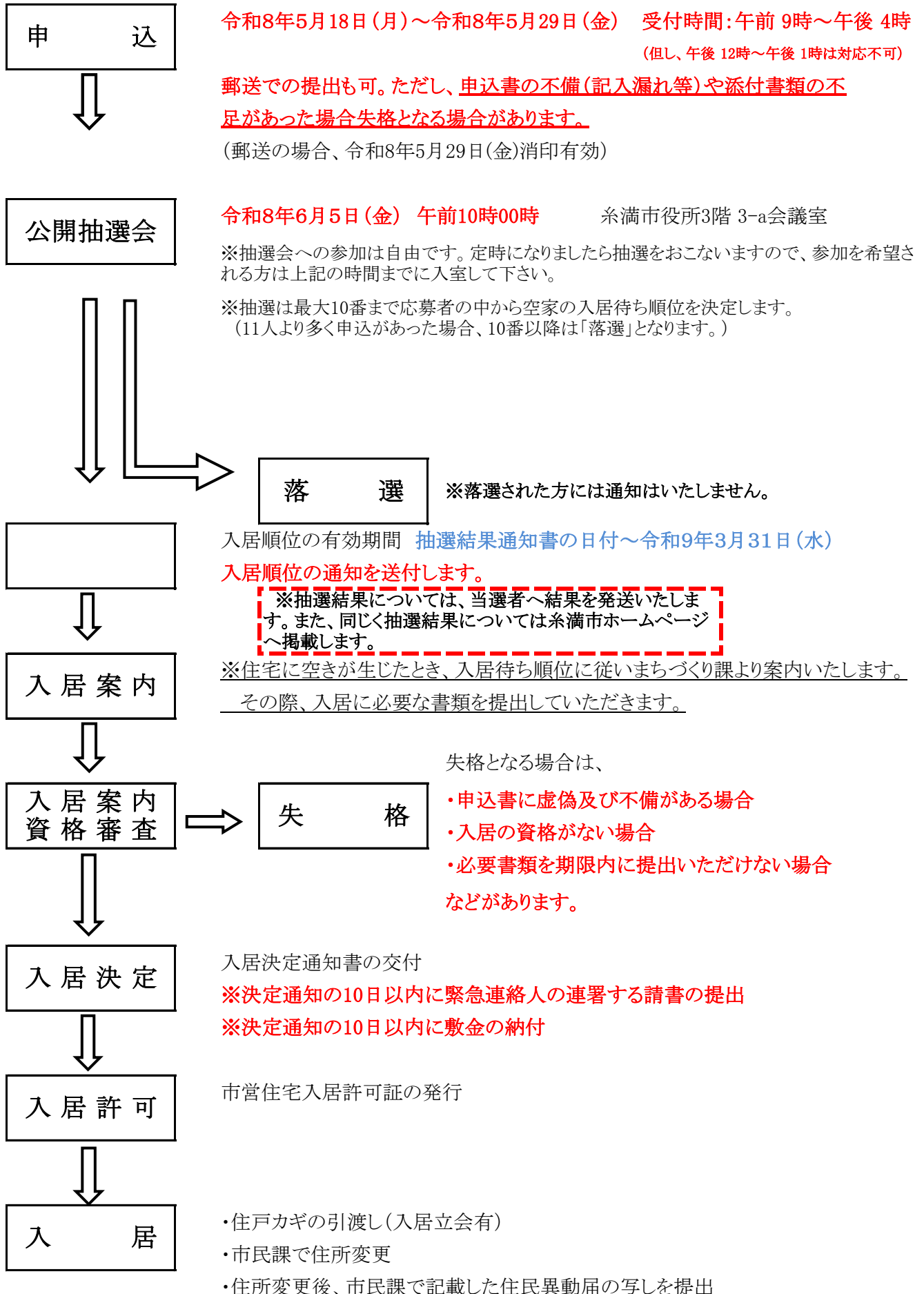
「入居者募集のしおり」をよくお読みになり、お申込みください。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方に低額な家賃で住宅を提供することを目的に、国の補助を活用し建設した公共賃貸住宅であり、市民の貴重な財産です。公の財産である市営住宅を維持するため「公営住宅法」や「糸満市営住宅設置及び管理条例」などで定められた規定・制限があり、民間の賃貸住宅とは異なる点があります。申込みにあたってはこの「入居者募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申込みください。

申 込 の 注 意 事 項

1. 市営住宅の入居申込にはいくつかの制限があります。入居者の資格について「入居申込の資格」(P3)をお確かめください。また世帯の収入が入居資格に該当するか確認するため収入月額の計算(※参照P5～P6)を行ってください。
2. **申込みは1世帯1通に限ります。**
重複して2通以上申込むと失格となります。ご注意下さい。
3. **公営住宅に現在住んでいる方が、他の公営住宅への申込みは、原則として受付できません。**(公営住宅とは県営住宅、市営住宅等を含みます。)
4. 申込み及び問い合わせは、平日(土・日・祝祭日を除く)の午前9時～午後4時となります。
(但し、午後12時～午後1時は昼休みのため対応不可)
郵送での提出も可。(郵送の場合、令和8年5月29日(金)消印有効)
※申込書の不備(記入漏れ等)や添付書類の不足は失格となる場合があります。
5. 必ず所在地をよくご確認のうえ申込んでください。
6. 原則、夫婦別居という形での申込はできません。
(やむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。)
7. 原則、入居する部屋を指定することはできません。また、入居前の室内の内覧は出来ません。

① 追加募集申込から入居まで



② 入居申込資格

次の全てに該当する方が、申込み資格を有します。（※基準日は令和8年5月18日とする）

1	現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の予定者等を含む。)があること。 ※1 優先世帯入居があります。 (注) 家族を不自然に分割しての申込はできません。 (注) 婚姻予定者は入居決定時に婚姻した旨の証明書が提出が必要となります。				
2	申込者及びその同居親族の所得(P5～P6の計算方法参照)を合算した月収額が次の基準内であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">一 般</td> <td>158,000円以下であること（計算後の所得月収額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※2 裁量世帯</td> <td>214,000円以下であること（計算後の所得月収額）</td> </tr> </table>	一 般	158,000円以下であること（計算後の所得月収額）	※2 裁量世帯	214,000円以下であること（計算後の所得月収額）
一 般	158,000円以下であること（計算後の所得月収額）				
※2 裁量世帯	214,000円以下であること（計算後の所得月収額）				
3	現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。 (入居予定者全員が持家を所有していないこと。) ※入居案内時に無資産証明書の提出が必要となります。				
4	申込開始日の3ヵ月以前から継続して、糸満市内に住所を有する者であること。（一部例外あり※3）				
5	市税 及び 国民健康保険税 の滞納がないこと。（やむを得ない事情があると認める方については、この限りではない）				
6	申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律 第77号)第2条 第6号 の暴力団員でないこと。 ※入居申込時には、暴力団員ではないこと等の誓約が必要となります。また、入居資格について 県警察本部に照会をおこないます。				
7	過去において市営住宅に入居していたものにあつては、現に家賃の未納がない者であること。				
8	※その他糸満市営住宅設置及び管理条例による。				

入居時には、緊急連絡人の氏名・住所等を記載した請書の提出が必要です。

※1 優先世帯

○多子世帯……18歳未満の子が3名以上いる世帯(胎児は除く)

※2 裁量世帯とは

- 入居者が 60歳以上で、同居者全員が60歳以上または18歳未満(60歳以上の単身者も含む)
- 入居者、同居者に身体障がい者(1～4級)・精神障がい者(1～3級)・知的障がい者(A1～B2級)がいる世帯
- 同居者に小学校就学前の子どもがいる場合
- 入居者又は同居者に戦傷病者・原爆被害者・海外引揚者の居る世帯
- ハンセン病療養所入所者

※3 福島県の一部地域の方へ(市営住宅入居資格の緩和)

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、平成23年3月11日時点で、支援対象地域(下表)に居住していた方には、**申込み資格4**の「糸満市内に住所を有する者」の資格を満たさなくても、申込みが認められます。(糸満市営住宅設置及び管理条例第7条第3項)

注意事項

※この緩和措置は、優先入居ではありません。抽選により入居順位を決定します。
※必ず避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を提出してください。
※家賃、共益費等の免除はありません。ご了承ください。

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	

※上記からは、避難指示区域を除いています。

※支援対象避難者であることは、平成23年3月11日時点で居住していた、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」により確認します。

※支援対象地域については、今後見直しにより変更となる場合があります。

詳しくは、まちづくり課へお問い合わせ下さい。

E. 控除金額の計算方法

控除金額の計算			
控除の種類	内容	控除額	
一般	① 同居親族	本人以外の同居者	38万円 × ()人
	② 別居扶養親族	別居している扶養親族	
	③ 給与所得者等	入居者及び同居者で給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	10万円 × ()人 所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額
その他	④ 老人扶養親族	同一生計配偶者又は扶養親族のうち70歳以上の方	10万円 × ()人
	⑤ 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人で「合計所得金額が48万円以下の者」	25万円 × ()人
	⑥ 障がい者控除	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がい者手帳の交付を受けている人	27万円 × ()人
控除	⑦ 特別障がい者控除	身体 (1級・2級) 重度の障がい者 精神 (1級) 知的 (A1・A2)	40万円 × ()人
	⑧ 寡婦控除	入居者または同居者で⑨のひとり親に該当せずかつ事実婚状態にある人がいない場合でア・イのいずれかに該当する場合 ア 夫と離婚した後婚姻せず、子以外の扶養親族を有する方で合計所得が500万円以下の方 イ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が不明な方で合計所得が500万円以下の方	27万円 × ()人 所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額
	⑨ ひとり親控除	入居者及び同居者で婚姻をしていない方又は配偶者の生死が不明な方でア・イ・ウ全てに該当する方 ア 合計所得金額48万円以下の生計を一にする子がいる場合(他の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと) イ 合計所得金額が500万円以下の方 ウ 事実婚状態にある人がいないこと	35万円 × ()人 所得金額が35万円未満の場合は当該所得金額

※ 障がい者控除、特別障がい者控除に該当する方は手帳の写しを添付

※ 胎児は、同居・扶養控除の対象とはなりません。

↓
控除合計額
(①から⑨までの合計)

F. 収入月額の計算方法

$$\left(\text{合計年間総所得金額} \text{円} - \text{控除合計金額} \text{円} \right) \div 12 = \text{G. 収入月額} \text{円}$$

↑
”前頁合計年間
総所得金額を

収入基準表

G 収入月額		入居基準
(高齢者、身障者)	214,000円以下	該当する
(一般)	158,000円以下	
(高齢者、身障者)	214,001円以上	該当しない
(一般)	158,001円以上	

④ 糸満市市営住宅一覧表

◎追加募集市営住宅

市営住宅名 (所在地)	タイプ	間取り 想定人数	空家 状況	R8参考 家賃(円)/月	単 身	優 先	面積	階数	建設 年度	築 年数	駐車場	通学校区
福地 市営住宅A棟 (字福地173番地)	一 般	3LDK	空家 待ち	19,800～ 59,100	×	—	63.5㎡	3階	S63	38年	-	喜屋武小 三和中
福地 市営住宅B棟 (字福地144番地)		3LDK (多子世帯優先)	空家 待ち	23,900～ 119,900	×	○	71.3㎡	3階	H7	31年		
福地 市営住宅C棟 (字福地145番地)		3LDK (多子世帯優先)	1戸	24,000～ 113,800	×	○	71.3㎡	3階	H8	30年		

※優先入居については、多子世帯が優先の対象となります。

※家賃は一番低い家賃と一番高い家賃の目安です。また、家賃とは別に毎月共益費があります。

⑤ 申込及び入居の留意事項等

1. 申込者(本人)は世帯主とします。
2. 入居資格の失格<次のような場合等は失格となります。>
 - 失格1 虚偽の申込をした場合
 - 失格2 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった場合
 - 失格3 同一世帯または、同一人で2通以上の申込をした場合
 - 失格4 申込をした全員が同時に入居できない場合、又は入居時に人数の増減があった場合(出生・死亡を除く)
 - 失格5 申込をした後に住所を変更し、これを市役所に連絡しなかった場合
 - 失格6 申込内容に不備(記入漏れ等)や添付書類の不備がある場合
 - 失格7 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合
 - 失格8 申込書に記入された住所・電話番号に連絡がとれない場合
- 3-1. 緊急連絡人の要件について
 - ・日本国内に住んでいる方
 - ・入居決定者と同居の予定がない方
 - ・18歳以上の方
- 3-2. 緊急連絡人へ求める協力事項について
 - ・入居者が不在、病気などの場合における緊急時の対応
 - ・入居者が家賃を滞納した場合における納付指導(緊急連絡人に対して、代理納付を求めることはありません。)
 - ・入居者が死亡、または無断で退去した場合における退去手続き
 - ・その他市長が特に必要と認める事項
4. 提出いただいた書類は、一切お返しできません。
5. 敷金は家賃の3ヶ月相当額を入居手続きのとき納入していただきます。
6. 家賃は口座振替で毎月10日の支払です。(家賃を3ヶ月以上滞納したときは住宅の明渡しを請求いたします。)
7. 市営住宅では犬、猫等の動物を飼うことは固く禁止しております！動物を飼っていることが判明した場合、市営住宅在住以外の方に譲渡して頂くか、退去して頂くこととなります。また敷地内で餌付け等もしてはいけません。

8. 共益費は以下の共用部分に係る市営住宅の運営、維持管理のために必要な費用です。家賃とは別に入居者の負担になりますので、市営住宅自治会に納めてください。

市営住宅へ入居する際には共益費の支払義務が発生するため、各自治会へ加入していただきます。

①電気料金：屋内外の電灯、高架水槽のポンプ、集会所の電気代、浄化槽の電気代等

②水道料金：共同水栓、集会所の水道料、浄化槽の水道料等

③その他入居者の共同生活において必要となる諸経費

9. 毎年「収入申告」をすることが義務づけられています。家賃はその申告に基づき見直しされます。なお、収入申告をしなかった場合には、近隣民間住宅と同程度の家賃となります。
10. 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、明渡努力義務が生じます。また、入居後5年を経過した世帯で高額所得者と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただきます。

⑥ 募集申込及び抽選会について

追加募集は令和8年度の空家待ち入居者順位を決める為に行うもので、抽選にて入居者順位を決定します。なお、空家待ち入居者順位の有効期間は、令和9年3月31日までとします。

1. 申込期間

令和8年5月18日(月) ～ 令和8年5月29日(金)

2. 申込方法

「市営住宅追加募集のしおり」添付の市営住宅追加募集申込書に必要事項を記入してまちづくり課に提出

受付時間：平日の午前9時～午後4時まで(午後12時～午後1時は対応不可)

※ 上記時間以外は受付いたしません。ご了承ください。

郵送での受付も可。ただし、申込書の不備(記入漏れ等)や添付書類の不足は失格。

(郵送の場合、令和8年5月29日消印有効)

3. 申込書提出(郵送)先 (特定記録郵便をお勧めします)

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所 建設部 まちづくり課 市営住宅係

(注) 申込は1世帯1通に限ります。同居親族、婚約者同士でそれぞれ申し込んだ場合、万一誤って申込が受付され、当選したときでも重複申込みとみなし、その全部を無効とします。

4. 抽選会日時及び場所について

抽選日:令和8年6月5日(金) ※時間及び場所:2ページ参照

・受付番号順で抽選を行い、入居順位(抽選番号)を決定します。

・抽選は市役所職員が行います。

なお、立会人として市役所職員(市営住宅係以外の職員)も同席します。

※福地市営住宅について

・A、B、C棟まとめて受付番号順で抽選を行います。

(1)A棟に空きがでた場合は、空家待ち順位でご案内していきます。

(2)B・C棟に空きがでた場合は、多子世帯の空家待ち順位が若い順にご案内していきます。

5. その他

・抽選結果は、**当選者のみ**に後日郵送にて通知いたします。当選者番号は糸満市HPにも掲載します。

・抽選結果についてトラブル防止のため電話等での問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

・抽選番号については、受付番号1～受付最終番号を抽選器へ投入しランダムで抽選番号(入居順位)を1～10番までを決定いたします。

糸 満 市 役 所
建 設 部 ま ち づ くり 課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
電 話 (098) 994-8230
FAX (098) 992-5408